



## 住宅取得支援事業について ～子育て世帯の定住を支援します～

亀山市は今年度から、「亀山市住宅取得支援事業」をスタートします。

本制度は、亀山市立地適正化計画に位置付ける居住誘導区域外に居住されている方が居住誘導区域内に住宅を取得し、居住される場合に、住宅取得費の一部を補助するものです。さらには、子育て世帯には補助金の上乗せ支援を行うものです。

補助金額については、住宅取得費の1%（新築：上限20万円、中古：上限10万円）とし、中学生以下の子がいる世帯には、さらに住宅取得費の0.5%（新築：上限10万円、中古：上限5万円）を加算いたします。

本市は、これまで、空き家の改修や耐震に係る補助事業を行ってまいりましたが、今回の住宅の取得に係る補助金事業を加えることで、子育て世帯の居住誘導区域への定住を促し、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。